

(新規提供会員用)

## 確 認 書

江別市ファミリー・サポート・センター（緊急サポートネットワーク）事業は、こども家庭庁が定める「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」に基づいて運営しています。この要綱では、過去に児童虐待や不適切な行為を行った場合は、提供会員として登録することができず、登録後に児童虐待や不適切な行為を行ったことが判明した場合は登録を取り消すこととされております。

児童虐待防止に対する意識が高まっている中、依頼会員と提供会員が相互の信頼関係の下、安心して利用・活動していただくために、提供会員登録時に本確認書の提出をお願いしております。

### 「児童虐待」とは（児童の虐待防止等に関する法律第2条）

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）
4. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）

### 「不適切な行為」とは

上記の児童虐待に準ずる行為を指す。

————— 確認欄 —————

私は、過去に虐待や不適切な行為を行ったことはありません。

- 江別市ファミリー・サポート・センター  
 江別市緊急サポートネットワーク

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_